

皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破摧するのみならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。

五 流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信頼すべし。

六 敵産、敵資の保護に留意するを要す。徴發、押收、物資の燼滅等は總て規定に

從ひ、必ず指揮官の命に依るべし。

七 皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。

八 戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は慾情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、斷じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

九 怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一瞬の激情悔を後日に残すこと多し。

軍法の峻厳なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の真情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

第二 戦陣の嗜

一 尙武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。

「毎事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

二 後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に勵み、常に身邊を整へて死後を清くするの嗜を肝要とす。

屍を戦野に曝すは固より軍人の覺悟なり。
縦ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意
とせざる様豫て家人に含め置くべし。

三 戦陣病魔に斃るるは遺憾の極なり。特
に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公
に支障を來すが如きことあるべからず。

四 刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜
を心とし、戦陣の間常に兵器資材を尊重

し、馬匹を愛護せよ。

五 陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊
の便益を思ひ、宿舍物資の獨占の如きは
慎むべし。

「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく
床しき皇軍の名を、異郷邊土にも永く傳
へられたきものなり。

六 總じて武勳を誇らず、功を人に譲るは

武人の高風とする所なり。
 他の榮達を嫉まず己の認められざるを恨ま
 ず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。
 七 諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせ
 よ。

八 常に大國民たるの襟度を持し、正を踐
 み義を貫きて皇國の威風を世界に宣揚す
 べし。

九 國際の儀禮亦輕んずべからず。
 萬死に一生を得て歸還の大命に浴する
 ことあらば、具に思を護國の英靈に致し、
 言行を慎みて國民の範となり、愈く奉公
 の覺悟を固くすべし。

結むすび

以上いじやう述のぶる所ところは、悉ことごとく勅諭ちよくに發はつし、又また之これに歸きするものなり。されば之これを戰陣せんちん道義だうぎの實じつ踐せんに資しし、以もつて聖諭せいゆ服行ふくかうの完璧くわんぺきを期きせざるべからず。

戰陣せんちんの將兵しやうへい、須すべからく此この趣旨しゆしを體たいし、愈いよく奉ほう公こうの至誠しせいを擢ぬきんで、克よくく軍人くんじんの本分ほんぶんを完まらして、皇恩くわうおんの渥あつさに答こたへ奉たてまつるべし。